

さいたま市における森林環境譲与税の活用方針

1 基本方針

(1) 森林環境譲与税の使途に関する基本的な考え方

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境譲与税（以下「譲与税」という。）が令和元年度から譲与されることとなりました。

都市部に位置する本市においては、森林面積は総面積のうちのわずか1%程度（230ヘクタール）しか占めていませんが、埼玉県には県西部を中心に約12万ヘクタールもの広大な森林地域が広がっています。そうした山間部の森林、特に本市内を流れる荒川上流域に立地する森林が持つ公益的機能は、二酸化炭素吸収などによる環境保全機能、水質浄化や災害時の洪水緩和といった水源涵養機能など多様であり、その恩恵を本市市民の一人一人が受けています。

しかしながら、山間部の森林整備を取り巻く社会情勢としては、費用の安い外国産材の流通拡大に伴う国産木材の需要減、森林所有者等の経営意欲の低下、所有者不明森林・放置人工林等の増加、担い手の不足など厳しい情勢となっており、こうした諸課題に的確に対応していかなければ、森林が持つ貴重な公益的機能が損なわれかねません。

山間部の森林が持つ公益的機能の低下は、水害被害の増加など、本市市民の生活環境に直接的かつ多大な影響を与えるおそれがあることから、本市に譲与される譲与税は森林の整備に資するように、広域的な視点を持ってその使途を検討する必要があります。

以上の基本的な考え方に基づき、本市では山間部の森林整備を支えるため、都市部自治体の役割として県産木材又は国産木材（以下「県産材等」という。）の利用促進及び森林が持つ公益的機能に関する普及啓発を図ることを、本市譲与税の基本的な活用方針とします。

(2) 森林環境整備基金の管理運用

森林環境整備基金（以下「基金」という。）を整備し、譲与額を全額基金に積み立てることで、年度単位の充当額では賅えない事業費にも譲与税を充当できるよう対応します。

2 重点事業

本市においては、1の基本方針に基づき、以下の(1)~(3)を重点事業と定め、当該重点事業に譲与税を充当できるよう、基金を計画的に運用していきます。

(1) 公共施設の木造・木質化に関する事業

公共施設のうち、以下のア、イを木造・木質化の優先施設（以下「優先施設」という。）と位置づけ、優先施設の更新や修繕の際に県産材等を利用した施設の木造化及び内装などの木質化に努めます。

ア 広く市民の利用が見込まれる公共施設で、木造・木質化による高い普及啓発効果が見込める施設（図書館、公民館、区役所、公園等）

イ 主として子どもが利用する公共施設で、木造・木質化による高い木育効果が見込める施設（学校、保育園、児童センター等）

【見込まれる効果（メリット）】

木に触れられる安らぎ空間の増加、市内の子ども達に対する木育効果、景観美化、森林資源の循環利用による環境負荷軽減、県産材等の需要増加に伴う山間部森林の整備

【事業例】

施設【学校、保育園、児童館、区役所等】修繕に伴う内装木質化

(2) 県産材等の利用促進に関する事業

案内看板やベンチなど、公共施設内の什器備品のうち、広く市民の利用が見込まれる設備に県産材等の積極的な利用に努めます。また、イベントでの配布等を想定した製品の製作や購入に際して、県産材等の積極的な利用に努めます。

これらの取り組みを通し、市民が直接木と触れ合える機会を増やし、森林の果たす公益的役割や森林整備、木材利用の必要性について、普及啓発を行います。

【見込まれる効果（メリット）】

木材利用促進の機運醸成、森林資源の循環利用による環境負荷軽減、市内の子ども達に対する木育効果、県産材等の需要増加に伴う県内の林業、木材産業の活性化

【事業例】

公園等への木製ベンチ・バーゴラ等の整備、木製品（イベントの啓発品等）の製作・購入、市内高校生との連携による、木製玩具の製作及び市内保育施設への配布

(3) 山間部自治体等との連携に関する事業

山間部自治体等と協働により、市内イベント等への共同出展等を通して、森林の果たす公益的役割や森林整備、木材利用の必要性について、普及啓発を行います。

【見込まれる効果（メリット）】

地域間交流の促進、市民が木に親しみを持つ機会の創出、県内の森林整備に対する市民の理解・関心向上、市内の子ども達に対する木育効果

【事業例】

市内イベントの山間部自治体・団体との共同出展